

【 （介護予防）短期入所生活介護事業所／ショートステイ 運営規程 】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人湘光会が設置運営する特別養護老人ホームあしたば（以下「事業所」という）が行う（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、（介護予防）短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（（介護予防）短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業所は、要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえ、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮するとともに、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

2 （介護予防）短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

3 前項のほか「神奈川県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準について」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム あしたば
- (2) 所在地 神奈川県平塚市真田二丁目7番21

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
常勤にて専ら事業所の職務に従事し、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上
利用者の健康管理等に関すること
- (3) 生活相談員 2人
利用者の生活相談、処遇の企画、実施等を行う。
- (4) 介護職員 38人以上
(常勤のユニットリーダーを1名配置)

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (5) 看護職員 5人以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (6) 管理栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 2人以上

短期入所生活介護計画の作成等を行う。

- (9) 事務職員 2人以上

必要な事務を行う。

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

((介護予防) 短期入所生活介護の利用定員)

第5条 本事業は、ユニットケアを採用し、利用定員は1ユニット10名とする。

居室はユニット型個室とする。なお、特別養護老人ホームあしたばに空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。

((介護予防) 短期入所生活介護の内容)

第6条 (介護予防) 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練等)
- (3) 介護(移動や排泄の介助、見守り等)
- (4) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成
- (5) 食事
- (6) 健康チェック
- (7) 入退居時の送迎
- (8) 入浴及び清拭

((サービス取り扱いの方針)

第7条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 従業者は、サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

- 4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束に関する取り組み)

第8条 利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

なお、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化を図る指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

((護予防) 短期入所生活介護の利用料その他、費用の額)

第9条 (介護予防) 短期入所生活介護の利用料の額は別紙の通りは、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 短期入所生活介護に係る費用として利用料の1割又は2割、3割相当分(法定費用) と滞在費および食事代、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

また、通常必要となる費用で利用者が負担することが適当であると認められる費用については、すべて自己負担であり、利用者及びその家族の同意の上で徴収する。(実費)

(例) 電化製品の電気代、理美容代、嗜好品、重要書類管理費等

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、平塚市、秦野市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不相当と認めた場合は、利用を拒否することができる。

- 2 他の利用者に対し著しく迷惑行為があった場合は、利用を拒否することができる。

(受給資格の確認)

第12条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居記録の記載)

第13条 利用に際して、入居年月日、事業所の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退

居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

（勤務体制の確保等）

第 14 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 従業者によってサービスを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

（衛生管理）

第 15 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

（衛生保持）

第 16 条 事業所は感染症の発生又はそのまん延防止をするために、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、3 月に 1 回以上定期的に開催する。
- (2) 感染に関わる研修を年に 2 回以上開催するとともに、新規採用時にも実施する。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及びマニュアルを整備する。

（緊急時における対応方法）

第 17 条 利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

協力医療機関：国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院（平塚市追分 9-11）

医療法人社団献優会 LaLa クリニック（茅ヶ崎市本宿 3-5）

医療法人社団三喜会 鶴巻温泉病院（秦野市鶴巻北 1-16-1）

協力歯科医院：医療法人社団献優会 LaLa クリニック（訪問歯科）（茅ヶ崎市本宿 3-5）

（事故発生時の対応）

第 18 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

2 事業所は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項において賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を

行うものとする。本事業を提供したことにより事故が発生した場合は、利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 19 条 立地条件と非常災害を想定しそれに対し万全の計画を構築する。

非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(秘密保持)

第 20 条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等に利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

(苦情処理)

第 21 条 事業所は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(記録の整備)

第 22 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から 5 年間保存する。

(利益供与の禁止)

第 23 条 居宅介護事業者又はその従業者に対し特定の事業者によるサービスの利用をさせることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営に関する重要事項）

第25条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。
 - (2) （介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
 - (3) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (4) 来訪者は、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
 - (5) 利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。
 - (6) 利用者は、原則として居室または敷地内において、動物等の飼育をしてはならない。
 - (7) 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人湘光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年3月1日から施行する。

2019年6月1日改定

2021年1月1日改定

2023年12月1日改定

2024年4月1日改定

2025年4月1日改定